

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和4年11月1日（令和4年（行個）諮問第38号ないし同第42号）

答申日：令和4年12月22日（令和4年度（行個）答申第8号ないし同第12号）

事件名：本人に係る人事評価記録書の一部開示決定に関する件
本人に係る人事評価記録書の一部開示決定に関する件
本人に係る人事評価記録書の一部開示決定に関する件
本人に係る人事評価記録書の一部開示決定に関する件
本人に係る人事評価記録書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の2欄に掲げる各文書（以下「本件各文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月29日付け特定記号161ないし同165により特定国税局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

処分庁が示した不開示理由が当てはまらないと考えるため。

また、国税庁は別件諮問事件の理由説明書において、「人事評価記録書（業績評価用）（評価期間が平成30年10月1日から平成31年3月31日まで）」の「中段右側部分の評価者・所見」欄等については、「開示すべきである。」と判断していることから、令和4年8月29日付け特定記号163「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」において、「人事評価記録書（業績評価用）の「中段右側部分の評価者・所見」欄については、開示された。処分庁は「人事評価記録書（業績評価用）の「中段右側部分の評価者・所見」欄に係る情報は、開

示すべき情報であることを知りながら、他の年度の人事評価記録書の当該箇所を不開示とするのは不当と考えるため。

(2) 意見書

内閣人事局・人事院が作成した令和3年9月付人事評価マニュアルによると、

「人事評価における評価結果とは、評価者が被評価者の業務遂行状況等をどのように判断しているか、ということであり、人事評価記録書上に記載されるものとしては「全体評語」（能力評価・業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号）のほか、「個別評語」（能力評価の評価項目ごとに、業績評価の目標ごとに評価の結果をそれぞれ表示する記号）、「所見」（個別評語及び全体評語を付した理由、秀でている点（強み）・改善点（弱み）、その他参考となるべき事項）等があります。

評価結果の開示は、上述のうち「全体評語」を含むものでなければなりません。開示することによって、評価者が被評価者の発揮した能力や果たした役割がどの水準にあると見ているかがより明確になり、これを踏まえて次期に向けて話し合うことにより評価者・被評価者間の理解が深まり、被評価者の成長にもつながります。」

と示されており、評価結果の開示の範囲は実施規程において定められるとしているものの、人事評価記録書上に記載されている全体評語、個別評語及び所見等について開示することが原則であることを示している。

また、人事評価では苦情申立期間が定められており、その申出期間以降において、審査請求人は苦情を申し立てることはできないので、審査請求人からの反発、苦情、非難を受けることはない。

さらに、過去の人事評価記録書に関する開示に関することであり、既に評価者と審査請求人とは評価者・被評価者の関係ではないので、業務運営が困難になることもない。

したがって、処分庁の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすおそれもないことから開示すべきと考える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件各審査請求は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、第3において「法」という。）12条（原文ママ）に基づく各開示請求に関し、処分庁が行った原処分について、不開示部分の開示を求めるものである。

2 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件各文書に記載されている保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報のうち、別表の3欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、法14条7号ニ（原文ママ）の不開示情報に該当するとして、法18条1項（原文ママ）の規定に基づき各一部開示決定を行っているところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

別表の番号1ないし番号3，番号8ないし番号10，番号15ないし番号17，番号28ないし番号30及び番号35ないし番号37に掲げる不開示部分には、評価者及び調整者による能力評価に関する評語及び所見が記載され、別表の番号4ないし番号6，番号11ないし番号13，番号18ないし番号20，番号22ないし番号25，番号27，番号31ないし番号33及び番号38ないし番号40に掲げる不開示部分には、評価者及び調整者による業績評価に関する評語及び所見が記載され、別表の番号7，番号14，番号21，番号26，番号34及び番号41に掲げる不開示部分には、評価者による期末面談における特記事項が記載されている。

本件不開示部分については、被評価者に開示することが想定されておらず、被評価者の職務遂行状況等について、率直な記載がされることが予定されているところ、これが被評価者に開示されることになれば、評価者は、被評価者から反発、苦情、非難等を受けることや、被評価者と評価者との間の信頼関係が失われること等によってその後の業務運営が困難になることを恐れ、率直かつ詳細な記載を避け、当たり障りのない記載をする事態も想定され、その結果、正確かつ詳細な人事情報の把握ができず、適切な人事評価を行うことができなくなり、処分庁の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号ニ（原文ママ）に該当するものと認められる。

4 結論

以上のことから、本件不開示部分は法14条7号ニ（原文ママ）の不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和4年11月1日 諮問の受理（令和4年（行個）諮問第38号ないし同第42号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月17日 審議（同上）
- ④ 同年12月8日 審査請求人から意見書を収受（同上）
- ⑤ 同月15日 令和4年（行個）諮問第38号ないし同第

4 2号の併合，本件対象保有個人情報の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件各開示請求は，本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり，処分庁は，本件各文書に記録された本件対象保有個人情報の一部について，いずれも法78条7号へに該当するとして，不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分の取消しを求めているところ，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ，本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお，上記第3において，諮問庁は，本件不開示部分について，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律14条7号ニに該当するとして不開示としたことを妥当としている。この点につき，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，当該記載は，本来，法78条7号へに該当するものとして記載すべきところ，誤って記載したものである旨の説明があった。上記第3の記載内容は同号へ該当性を肯定する理由であると認められることからすると，この説明に特段不自然，不合理な点は認められない。したがって，諮問庁は，本件不開示部分について，同号へに該当するとして不開示としたことを妥当と主張しているものと解し，以下検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において，本件対象保有個人情報を見分したところ，本件不開示部分には，審査請求人に係る評価者及び調整者による能力評価又は業績評価に関する評語及び所見や評価者による期末面談における特記事項が記載されていることが認められる。

また，当審査会において諮問庁から提示を受けた国税庁職員人事評価実施規程を確認したところ，同規程8条において「評価者は，（中略），能力評価及び業績評価の全体評語を開示する。」と定められていると認められ，更に当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，同規程の「全体評語」とは，人事評価の基準，方法等に関する内閣官房令で開示を求められている実施権者により確認された調整者の全体評語のことをいい，実際に調整者の全体評語のみを被評価者に開示する運用がされているとのことであった。

本件不開示部分は，調整者の全体評語を除く，評価者及び調整者の被評価者に対する評価が記載される部分と認められ，これを開示すると，評価者及び調整者は，被評価者に自己の評価を知られることによって被評価者との間の信頼関係が損なわれるなどして，職場内における人間関係の維持

や業務運営が困難になることを恐れるあまり、人事評価記録書に率直かつ詳細な記載をすることをちゅうちょし、これにより正確かつ詳細な人事情報の把握や適切な人事評価を行うことができなくなるなど、特定国税局の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法78条7号へに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条7号へに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同号へに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 白井玲子, 委員 常岡孝好

別表

1 番号	2 文書名	3 不開示とした部分
1	人事評価記録書（能力評価用）	中段右側部分の「評価者・評語」欄及び「調整者・評語」欄
2	（評価期間が平成28年10月1日から	下段部分の「全体評語等」の「評価者」の「所見」欄及び「全体評語」欄
3	平成29年9月30日まで）	下段部分の「全体評語等」の「調整者」の「所見：必要に応じ」欄
4	人事評価記録書（業績評価用）	中段右側部分の「評価者・所見・評語」欄及び「調整者・評語」欄
5	（評価期間が平成28年10月1日から	下段部分の「全体評語等」の「評価者」の「所見」欄及び「全体評語」欄
6	平成29年3月31日まで）	下段部分の「全体評語等」の「調整者」の「所見：必要に応じ」欄
7	（評価期間が平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）	下段部分の「期末面談」の「特記事項」欄
8	人事評価記録書（能力評価用）	中段右側部分の「評価者・評語」欄及び「調整者・評語」欄
9	（評価期間が平成29年10月1日から	下段部分の「全体評語等」の「評価者」の「所見」欄及び「全体評語」欄
10	平成30年9月30日まで）	下段部分の「全体評語等」の「調整者」の「所見：必要に応じ」欄
11	人事評価記録書（業績評価用）	中段右側部分の「評価者・所見・評語」欄及び「調整者・評語」欄
12	（評価期間が平成29年10月1日から	下段部分の「全体評語等」の「評価者」の「所見」欄及び「全体評語」欄
13	平成30年3月31日まで）	下段部分の「全体評語等」の「調整者」の「所見：必要に応じ」欄
14	（評価期間が平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）	下段部分の「期末面談」の「特記事項」欄
15	人事評価記録書（能力評価用）	中段右側部分の「評価者・評語」欄及び「調整者・評語」欄

16	(評価期間が平成30年10月1日から令和元年9月30日まで)	下段部分の「全体評語等」の「評価者」の「所見」欄及び「全体評語」欄
17		下段部分の「全体評語等」の「調整者」の「所見：必要に応じ」欄
18	人事評価記録書（業績評価用） （評価期間が平成30年10月1日から平成31年3月31日まで）	中段右側部分の「業務目標1」の「評価者・評語」欄及び「調整者・評語」欄，「業務目標2」及び「業務目標3」の「評価者・所見・評語」欄及び「調整者・評語」欄
19		下段部分の「全体評語等」の「評価者」の「所見」欄及び「全体評語」欄
20		下段部分の「全体評語等」の「調整者」の「所見：必要に応じ」欄
21		下段部分の「期末面談」の「特記事項」欄
22	人事評価記録書（別紙）（業績評価用） （評価期間が平成30年10月1日から平成31年3月31日まで）	「1 業務目標1・本評価 評価者所見」欄及び「2 目標以外・本評価 評価者所見」欄
23	人事評価記録書（業績評価用） （評価期間が平成31年4月1日から令和元年9月30日まで）	中段右側部分の「業務目標1」の「評価者・評語」欄及び「調整者・評語」欄，「業務目標2」，「業務目標3」及び「目標以外の業務への取組状況等」の「評価者・所見・評語」欄及び「調整者・評語」欄
24		下段部分の「全体評語等」の「評価者」の「所見」欄及び「全体評語」欄
25		下段部分の「全体評語等」の「調整者」の「所見：必要に応じ」欄
26		下段部分の「期末面談」の「特記事項」欄
27	人事評価記録書（別紙）（業績評価用） （評価期間が平成31年4月1日から令和元年9月30日ま	「1 業務目標1・本評価 評価者所見」欄

	で)	
28	人事評価記録書（能力評価用）	中段右側部分の「評価者・評語」欄及び「調整者・評語」欄
29	（評価期間が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで）	下段部分の「全体評語等」の「評価者」の「所見」欄及び「全体評語」欄
30		下段部分の「全体評語等」の「調整者」の「所見：必要に応じ」欄
31	人事評価記録書（業績評価用）	中段右側部分の「評価者・所見・評語」欄及び「調整者・評語」欄
32	（評価期間が令和元年10月1日から令和2年3月31日まで）	下段部分の「全体評語等」の「評価者」の「所見」欄及び「全体評語」欄
33		下段部分の「全体評語等」の「調整者」の「所見：必要に応じ」欄
34	（評価期間が令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）	下段部分の「期末面談」の「特記事項」欄
35	人事評価記録書（能力評価用）	中段右側部分の「評価者・評語」欄及び「調整者・評語」欄
36	（評価期間が令和2年10月1日から令和3年9月30日まで）	下段部分の「全体評語等」の「評価者」の「所見」欄及び「全体評語」欄
37		下段部分の「全体評語等」の「調整者」の「所見：必要に応じ」欄
38	人事評価記録書（業績評価用）	中段右側部分の「評価者・所見・評語」欄及び「調整者・評語」欄
39	（評価期間が令和2年10月1日から令和3年3月31日まで）	下段部分の「全体評語等」の「評価者」の「所見」欄及び「全体評語」欄
40		下段部分の「全体評語等」の「調整者」の「所見：必要に応じ」欄
41	（評価期間が令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）	下段部分の「期末面談」の「特記事項」欄